

マイプル居宅介護支援の利用料金表

利用料金

(1) 介護報酬費用（介護保険給付費）

要介護認定を受けられた方は、利用料金の費用は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はございません。

※保険料の滞納等により、法定代理受理が出来なくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の全額を頂き、当施設よりサービス提供証明書を発行致します。

サービス提供証明書を後日、お住まいの市区町村窓口に提出しますと、差額の払い戻しが受けられます。

【基本利用料】

取り扱い件数	利用料 (1ヶ月あたり)		利用者負担金額	
	法定代理受理分	法定代理受理分以外		
居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が44件以下>	要介護1・2	10,860円	無 料	11,620円
	要介護3~5	14,110円		15,097円
居宅介護支援費(Ⅱ) <取扱件数が45件以上60件未満>	要介護1・2	5,440円		5,820円
	要介護3~5	7,040円		7,532円
居宅介護支援費(Ⅲ) <取扱件数が60件以上>	要介護1・2	3,260円		3,488円
	要介護3~5	4,220円		4,515円

※居宅介護支援費は単位数に地域区分別単価（10.70円）を乗じた額となります。

（注意1）上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改正された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

尚、マイプル居宅介護支援事業部が綾瀬市へ登録している加算を表示しております。

加算の種類	加算の要件	加算額
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合。	4,504円
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,210円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,675円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,140円
通院時情報連携加算	・利用者一人につき、1月1回算定を限度とする。 ・利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師・歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師・歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。	535円

退院・退所加算（I）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を <u>カンファレンス以外の方法</u> により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)	4, 815円
退院・退所加算（I）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を <u>カンファレンス</u> により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)	6, 420円
退院・退所加算（II）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を <u>カンファレンス以外の方法</u> により2回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)	6, 420円
退院・退所加算（II）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を <u>2回受けしており、うち1回以上はカンファレンス</u> により受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)	8, 025円
退院・退所加算（III）	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を <u>3回以上受けしており、うち1回以上はカンファレンス</u> により受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)	9, 630円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問して <u>カンファレンス</u> を行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2, 140円

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合。	上記基本利用料の50%(2月以上継続の場合は100%)
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 140円
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本利用料の100分の1

(2) 交通費

介護支援専門員が、通常の実施地域を超えて訪問・出張した場合には、その旅費（公共交通機関を利用しての出張場所の往復に掛かる費用）を徴収致します。

なお、当施設の車両を利用する場合、通常の実施地域を超えてから1km辺り50円交通費を請求する。高速・バイパス等の有料道路を使用する際は、別途費用を徴収致します。

交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章または電子機器（オンラインツールやメール等を含む）で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受ける。

(3) 解約料

料金はかかりません。（契約はいつでも解約する事が出来ます）